

日本共産党の原田 完です。日本共産党議員団を代表して今議題となっています意見書 13 件について賛成する討論を行います。

まず、わが党提案の「関西電力大飯原子力発電所 3・4 号機の運転停止を求める意見書案」についてです。大飯原発の再稼働を強行し、いまだに稼働させている事は許せません。

福島第 1 原発事故から 1 年 7 カ月。いまだ事故は収束せず、福島県民をはじめ国民に大きな不安を与え続けています。「再稼働反対」「原発なくせ」の取り組みは、歴史的な規模となっており、毎週金曜日の首相官邸前抗議行動、「7・16 さようなら原発 10 万人集会」「7・29 国会大包围」には、10 万、20 万人の市民が参加し、この京都でも関電前抗議行動が続けられています。

また、原発は必要ないという声は、政府の行なった意見公募でも、8 割が「即時ゼロ」を求めています。

野田内閣と関西電力は国民の反対を無視し、電力不足に陥ると大飯原発 3, 4 号機の再稼働を強行しましたが、関電発表のデーターでも、この夏は原発なしでも電力不足にならなかったことが明らかとなりました。

「大飯原発稼働は止めよ」この声に、国の原子力規制委員会の新しい安全基準で再審査をおこなうとしていますが、安全基準はまだ決まっていません。また、大飯原発直下の活断層調査もまだ結論が出ていません。さらに、関西電力と本府との安全協定も結ばれていません。

原発事故は、一度起きたら、人間社会に他に類のない「異質の危険」性があり、人類はそれを防止する手段を持っていません。大飯原発 3・4 号機の運転停止をただちにおこない、すべての原発から撤退し「即時原発ゼロ」の政治決断を国に強く求めるものです

次に「オスプレイの飛行訓練中止と配備計画の撤回を求める意見書（案）」についてです。

世界一危険な基地である沖縄・普天間基地に、墜落事故を繰り返す「欠陥機」であるオスプレイを配備することには、沖縄県議会と県下の 41 の市町村議会すべてが反対決議をあげています。沖縄県議会は、オスプレイ配備に抗議し、全機撤収と普天間基地閉鎖・撤去を求める決議を全会一致で採択、仲井真沖縄県知事や佐喜真宜野湾市長らも怒りの声をあげています。京都でも昨日円山において抗議集会が行われたところです。

さらに、米国本土やハワイでは訓練を中止しながら全国 6 ルートでの超低空飛行訓練が計画されているもとの、全国でも 23 都道府県の 106 自治体議会でオスプレイ配備や訓練の中止を求める意見書が可決されています。ところが日本政府は、「オスプレイ配備は、アメリカの安保条約上の権利」などと、日本の主権はまったく無く、米国の言うがままオスプレイ強行配備されています。あらためて、日米安保条約の対米従属性の害悪を示すものです。

米政府は「何が何でも配備」しようとしているのは、このオスプレイが従来のヘリよりも、速度で 2 倍、行動半径で 4 倍、貨物搭載量 3 倍と、格段に敵地への侵攻能力が高まるためです。

まさに、沖縄県民をはじめ日本国民の命と安全を優先するのか、日米安保条約に基づく米国の軍事的要求を優先するのか、が鋭く問われています。日本政府が、国民の命と安全を守る立場にたって、オスプレイ飛行訓練中止と配備計画の撤回を要求するよう強く求めるものです。

次に「社会保障制度改革推進法の廃止を求める意見書（案）」についてです

本法は今年6月民主・自民・公明3党の密室協議により、消費税の増税と抱き合わせで提案強行されたものであり、社会保障の基本を「自助・自立」の「自己責任」であるとして、国や地方自治体の公的責任と財政支出を大後退させる方向を鮮明にしています。社会保障の向上・増進を国の責任と義務づけた憲法25条の理念を放棄する、文字通り「社会保障解体宣言」というべきものです。

新たな法案や法改正案としての具体化は今後設置される「社会保障制度改革国民会議」に白紙委任すること自体が重大な問題です。先日就任した三井厚生労働大臣は国民会議を一日も早く設置するとのべましたが、こうしたことを絶対に許すわけにはいきません。9月の全国保険医団体連合会の調査では、現在でも経済的な理由で治療が中断する事例があったと開業医の6割が回答しています。

社会保障の解体が具体化されれば「医療崩壊」「介護難民」を生み出した小泉「構造改革」以上の「激痛」を国民にもたらしかねません。このような社会保障制度改革推進法は廃止するよう求めるものです。

次に「中小企業金融円滑化法の延長を求める意見書（案）」についてです。

中小企業金融円滑化法は2009年に2年の期限付きで施行されさらに昨年度2年間延長されてきました。厳しい経営環境下においても、倒産・廃業の減少、雇用の確保等経営支援に大きな役割を果たしてきました。

中小企業を取り巻く経営環境はリーマンショック以後、下請け加工賃が切り下げられ、その後も金融円滑化法の施行後も急激な円高、生産拠点の海外への移転、生産調整、下請け単価の切り下げ等で大企業は利益を確保しつつ、東南アジア諸国と同等の加工賃へと親企業からの要求は厳しさを増しています。

日銀京都支店の9月の管内短観調査では市内の製造業、非製造業の景況はなお、足踏み状態にあり持ち直しの動きも弱まっている」と言う結果が出ています。京都府商工会連合や京都商工会議所の景況調査でも、あらゆる業種にわたって中小零細企業の経営環境は改善の兆しがなく、京都府内中小企業の実態は特に厳しい事態にあります。

このような時に中小企業金融円滑化法の期限切れになれば、京都の中小企業約12万社の内、多くの企業において資金調達により一層厳しい事態に追い込まれる事が予想されます。

金融円滑化法は、地域経済を守り、雇用の大きな担い手である中小零細企業の経営支援、資金調達支援は欠く事の出来ない支援施策であり、再延長を求めるものです。

次に「米国産輸入牛肉の月例緩和に反対する意見書案」についてです。

内閣府の食品安全委員会プリオン専門調査会は9月5日に了承した答申案は、現行の月齢20ヶ月齢以下から30ヶ月齢以下への緩和を認める内容になっています。国内産牛についても同様です。

調査会は、「20カ月齢」の場合と「30カ月齢」の場合のリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとしていますが、看過することはできません。

とくに米国では、検査体制などが、年間数千万頭が食肉加工されているにもかかわらず、検査が行われているのはわずか4万頭であり、わずか0.16%程度です。現に今年4月には米国内でB

S E感染牛が見つかっており、米国牛の安全性には疑問がもたれています。

そもそも月齢緩和の要望は国内からはありませんでした。米国産輸入牛肉の月齢を緩和し、輸入を拡大せよ、というのは、日本のT P P参加の条件として、米国から執拗に求められてきたことです。米国の圧力に屈して、日本国民の食の安全・安心を脅かすようなことは、絶対にあってはなりません。米国産輸入牛肉の月齢緩和及び国内産牛の全頭検査の月齢緩和は行わないよう、強く求めるものです。

次に「被災者生活再建支援法改正及び運用改善を求める意見書(案)」についてです。

災害時の公的支援の実現のため、1997年5月、「全壊500万円、半壊250万円」の支援法案が、超党派で国会に提出されました。その後世論と運動の広がりの中、98年5月、「被災者生活再建支援法」が成立したのです。

法の制定により被災者支援が大きく前進しましたが、この法律は市町村ごとや都道府県ごとの被害状況によって、同じ災害による被害でも対象となる被災者と対象外となる被災者が生まれます。

「同じ被害なのになぜ宇治市以外は救われないのか?」「生活が再建できない」などの切実な声が寄せられています。

また住宅の被害程度が全壊と大規模半壊に限られており、床上、床下浸水など重大な損害を受けている住宅には適用されないこと、事業用資産の被害なども支援の対象になっておらず、生業も含めた生活全体への支援が求められています。

知事も知事会を通じて改善の要望をだされたと伺っていますが、ぜひ議会としても意見書を提出すべきです。

なお、3党派提案の「京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書(案)」であります。我が党提案の対案として出されたものでありますが、被災者生活再建支援法の改善でこそ実現する話でもあります。内容は、本府自身が取り組むべき事項も散見していますが、何より被災者救援が必要である立場から賛成するものです。

次に、「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書(案)」についてです。

B型・C型肝炎の大半は予防注射や輸血などの医療行為による感染、いわゆる医原病であり、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに進行する重大な病気です。

患者さんたちの命懸けのたたかいで、「薬害C型肝炎救済特別措置法」、「特定B型肝炎感染者への給付金等支給特別措置法」が成立したものの、裁判で補償・救済される患者はごく一部にとどまっています。そればかりか、肝炎治療費そのものへの支援がないために、高い医療費が払えず、治療を断念し、命の危険にさらされる患者さんもあるなど事態は深刻です。

感染被害を拡大した国の責任は既に断罪されているのであり、すべてのB型C型肝炎感染者や患者の救済や、治療と生活を支える公的支援制度を整えることは、国と自治体に当然の責務です。一刻も早く、感染者が安心して治療を受けられるよう、府議会として国へ意見を上げることが必要です。

3党派提案の「ウイルス性肝炎の支援を求める意見書」案について、賛成するものですが、本府議会へ陳情にこられた当事者の願い、B型C型肝炎救済全国センター及び京都の会の皆さんの願い

に応じて、より具体的に国への意見を上げることが必要です。我が会派の提案にもぜひ ご賛同をお願いするものです。

次に、「保護者負担のいっそうの軽減と私学助成の充実を求める意見書（案）」についてです。

本府では約4割の高校生が私学で学んでおり、公立私立を問わず、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障することは当然です。

一昨年4月、国が国公立高校授業料の無償化を実施しましたが、私学は支援金の支給にとどまっています。授業料以外の修学諸費用なども保護者の重い負担となっており、その軽減はますます切実となっています。

また、少子化の影響による生徒数の減少によって、財政基盤の脆弱な私立学校の経営も困難に直面し、耐震診断率や耐震化率も公立学校と比べても低い状況となっています。

私学教育を振興させ、教育の機会均等を果たすためには、国がしっかりと責任を果たすべきです。

本年9月11日に、政府は、高校・大学までの教育費の段階的な教育の無償化を定めた国際人権規約の留保撤回を閣議決定しました。この結果、中等・高等教育無償化条項は条約として発効し「誠実に遵守」すべき憲法上の義務規定となったのです。留保を撤回していなかった国の最後から2番目と遅きに失したとはいえ、長年の教育無償化の要求と運動の成果として、一日も早い実行が求められます。

私学助成に係る国庫負担の堅持と拡充とともに、「高等学校等就学支援金制度」を堅持し、学校耐震化等安全対策に万全を期するよう国に求めるものです。

なお、自民党提案の「私学教育の振興に関する意見書案」には国庫負担の堅持と「高等学校等就学支援金制度」堅持の項目がありませんが、国に私学教育振興の一層の充実を求めるものであり、賛成です。

次に3会派提案の「気象事業の整備拡充を求める意見書案（案）」についてですが、賛成するものですが、自公政権時代から民主党政権になっても、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされてきており、観測施設の維持管理や、技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っている点は大きな問題でありこの点での充実強化が必要である事を指摘しておきます。

以上、我が党提案の意見書への賛同を求めて書討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。